

○岐阜県児童福祉審議会条例

平成十二年三月二十四日

条例第十号

改正 平成一二年一二月二七日条例第五五号
平成二五年一〇月一六日条例第四五号
平成二六年一〇月一五日条例第六四号

(設置)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第八条第一項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定により、児童福祉及び幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）に関し必要な事項を調査審議させるため、岐阜県児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員の任期等)

第三条 審議会の委員（以下単に「委員」という。）の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務)

第四条 審議会の委員長（以下単に「委員長」という。）は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して審議会の会議の招集を請求したときは、これを招集しなければならない。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(部会)

第六条 審議会に、必要に応じ、部会を設けることができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）による改正前の児童福祉法第八条第二項に規定する岐阜県児童福祉審議会（以下「旧審議会」という。）の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれ第一条に規定する岐阜県児童福祉審議会（以下「新審議会」という。）の委員長、副委員長又は委員として選任されたものとみなす。この場合において、新審議会の委員としての任期は、旧審議会の委員として選任された日から起算する。

附 則（平成十二年十二月二十七日条例第五十五号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成二十五年十月十六日条例第四十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年十月十五日条例第六十四号）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。
- 2 岐阜県児童福祉審議会は、この条例の施行の日前においても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「新法」という。）第二十五条の規定によりその権限に属させられる事項（新法第十七条第三項の規定に係るものに限る。）について調査審議することができる。